

岩手県告示第655号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成27年8月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 出席して受講する研修及び講習の開催年月日及び開催場所

種 類	開催年月日	開催場所	
		名 称	所在地
研修	平成27年9月13日(日)	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6番地3
	平成27年10月18日(日)	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6番地1
	平成27年11月15日(日)	サンセール盛岡	盛岡市志家町1番10号
講習	平成27年9月13日(日)	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6番地3
	平成27年10月18日(日)	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6番地1
	平成27年11月15日(日)	サンセール盛岡	盛岡市志家町1番10号

3 通信制による研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 研修

ア 受付期間 平成27年9月14日(月)から同年11月16日(月)まで

イ レポート提出締切年月日 平成27年12月25日(金)

(2) 講習

ア 受付期間 平成27年9月14日(月)から同年11月16日(月)まで

イ レポート提出締切年月日 平成27年12月25日(金)

4 受講料

(1) 研修 1人 5,000円

(2) 講習 1人 4,500円